○島田市中小企業・小規模企業振興基本条例

平成30年３月30日

条例第５号

島田市は、市の中央部を大井川が流れ、かつてはその流域で産出される木材の集散地として栄え、さらには温暖な気候を生かして茶を栽培し、製茶技術の進歩や茶園の増大により一大生産地となり、それらに関わる産業を中心として着実に発展してきた。

現在は、豊富な水資源や利便性の高い広域交通機能の活用により多くの企業が定着し、地域経済はもとより、伝統と文化の継承やまちづくりにおいても重要な役割を果たしている。こうした産業の発展がもたらす地域社会の安定は、市内事業所の大多数を占める中小企業・小規模企業のたゆまぬ努力によってもたらされたものである。

しかしながら、近年、急速な少子高齢化の進展による人口の減少をはじめ、企業間競争の激化、経済活動の国際化、消費者の需要の多様化等により、中小企業・小規模企業は、事業所数の減少や売上げの低迷、後継者不足などの厳しい状況に置かれている。

このような状況の中で、地域に活気を取り戻し、経済状況を好転させていくためには、中小企業・小規模企業自らの努力に加え、地域社会全体が中小企業・小規模企業の担っている役割を理解しつつ、その活動を支援していくことが重要である。

ここに、中小企業・小規模企業の振興を本市の重要な施策として位置付け、これを総合的に推進するとともに、企業、市、市民等の役割等を明らかにすることで、中小企業・小規模企業の振興を図り、本市の持続的な発展を目指すため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念を定め、市の責務、中小企業・小規模企業等の役割並びに市民の理解及び協力を明らかにするとともに、市の中小企業・小規模企業に関する施策の基本となる事項を定め、これらを総合的かつ計画的に推進し、もって本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業・小規模企業　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 大企業　中小企業・小規模企業以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 経済団体　商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定により設立された商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定により設立された商工会その他中小企業を支援する団体のうち、市内で活動するものをいう。

(4) 金融機関　銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者のうち、市内に本店又は支店を有するものをいう。

(5) 労働団体　労働条件の維持改善、労働者の福利厚生その他労働者の地位及び福祉の向上を目的として組織された団体であって、市内に事務所等を有するものをいう。

(6) 教育機関　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、職業に必要な能力の育成を行う機関等のうち、市内に所在するものをいう。

(7) 市民　市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

（基本理念）

第３条　中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力を促進することを基本として行われなければならない。

２　中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が年齢、性別、障害の有無等にかかわりなく雇用を創出し、並びに人材を確保し、及び育成し、並びに技術の継承などを通じて地域経済を支えることが地域社会において重要な意義を有するものであるという認識の下に行われなければならない。

３　中小企業・小規模企業の振興は、事業の持続的な発展及び新たな事業の創出のため、中小企業・小規模企業の創業から発展に至るまでの全ての段階において行われなければならない。

４　中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業、大企業、経済団体、金融機関、労働団体、教育機関、市民及び市が相互に連携を図りながら行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施

策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、中小企業・小規模企業の実態を調査し、及び把握するとともに、前項に規定する施策に適切に反映させるものとする。

３　市は、第１項に規定する施策の実施に当たり、国、静岡県、大企業、経済団体、金融機関、労働団体、教育機関その他関係機関との連携を図るとともに、協力体制の強化に努めるものとする。

４　市は、地域社会における中小企業・小規模企業の重要性について、市民の理解を深めるよう努めるものとする。

５　市は、中小企業・小規模企業の振興に関する有用な情報を提供するものとする。

（中小企業・小規模企業の役割）

第５条　中小企業・小規模企業は、創意工夫及び自主的な努力による経営基盤の強化並びに経営の革新（中小企業基本法第２条第２項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）に努めるものとする。

２　中小企業・小規模企業は、労働環境の整備並びに労働者の福祉の向上並びに人材の確保及び育成に努めるものとする。

３　中小企業・小規模企業は、事業活動を通じて、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

（大企業の役割）

第６条　大企業は、中小企業・小規模企業及び大企業が共に地域経済の発展について重要な役割を果たすことを認識し、事業活動を行うに当たっては、中小企業・小規模企業と連携するよう努めるものとする。

（経済団体の役割）

第７条　経済団体は、中小企業・小規模企業が行う経営基盤の強化及び経営の革新を積極的に支援するとともに、自らの支援機能の向上に努めるものとする。

（金融機関の役割）

第８条　金融機関は、資金供給、経営相談その他の方法により、中小企業・小規模企業の発展を支援するよう努めるものとする。

（労働団体の役割）

第９条　労働団体は、中小企業・小規模企業における労働環境の改善に関する活動等を行うことにより、地域社会における労働者の地位の向上に貢献するよう努めるも

のとする。

（教育機関の役割）

第10条　教育機関は、職場体験活動その他の職業に関する理解を深める学習等を通じて、職業に係る意識の啓発を図るとともに、次世代を担う人材の育成を促進するよう努めるものとする。

（市の施策への協力）

第11条　中小企業・小規模企業、大企業、経済団体、金融機関、労働団体及び教育機関は、市が実施する第４条第１項に規定する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第12条　市民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の活性化に貢献し、並びに市民生活の安定及び向上に寄与することについて、理解を深めるよう努めるものとする。

２　市民は、市内において生産され、製造され、若しくは加工された製品を購入し、若しくは消費し、又は市内において提供される役務を利用することにより、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

（基本的施策）

第13条　市が実施する第４条第１項に規定する施策は、次のとおりとする。

(1) 中小企業・小規模企業の経営の安定及び改善並びに経営の革新に関する施策

(2) 中小企業・小規模企業の商品開発及び販路開拓に関する施策

(3) 中小企業・小規模企業における人材の確保及び育成に関する施策

(4) 中小企業・小規模企業における労働環境の整備及び労働者の福祉の向上に関する施策

(5) 中小企業・小規模企業と他の企業との連携強化に関する施策

(6) 中小企業・小規模企業の事業の継続及び承継に関する施策

(7) 中小企業・小規模企業の資金調達の円滑化に関する施策

(8) 中小企業・小規模企業の創業に関する施策

２　前項各号に掲げるもののほか、市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達において、中小企業・小規模企業の受注の機会の増大に努めるものとする。

（推進会議）

第14条　第４条第１項に規定する施策の推進を図るため、島田市中小企業・小規模企

業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2　推進会議は、中小企業・小規模企業の振興に関する必要な事項を調査審議する。

3　推進会議は、委員11人以内で組織する。

4　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 中小企業・小規模企業の振興に関する機関及び団体が推薦する者

(3) 市の職員

(4) 前３号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5　委員の任期は、１年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　委員は、再任されることができる。

7　前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日以後に最初に第14条第４項の規定により委嘱され、又は任命される委員の任期は、同条第５項本文の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成31年３月31日までとする。